

令和2年第1回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和2年2月10日 午後2時00分 開会  
午後2時26分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教育部長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 12番 藤井本浩 13番 吉村優子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第64号 葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに

伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

開 会 午後2時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和2年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、令和2年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も、議員各位の各段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本臨時会の付議事件は、昨年の12月定例会におきまして継続審査の議決を行った議事日程記載の日程第3、議第64号の1議案であります。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、こんにちは。本日、令和2年第1回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回ご審議をお願いいたします案件につきましては、議決案件が1件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

**下村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、藤井本浩君、13番、吉村優子君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

15番、西川弥三郎君。

**西川議会運営委員長** こんにちは。令和2年第1回葛城市議会臨時会の開催に当たり、去る2月3日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、議第64号議案は、12月定例会におきまして継続審査の決定をされた議案でございます。閉会中に厚生文教常任委員会を開催し、委員会採決まで行っていただいておりますので、議案上程後に厚生文教常任委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決までを行います。

なお、会期については、本日2月10日の1日といたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

**下村議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日2月10日の1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日2月10日の1日と決定いたしました。重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につきましては、12月定例会におきまして継続審査の議決を行っており、閉会中に開催されました厚生文教常任委員会におきまして審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** こんにちは。ただいま議長の許可を得ましたので、ただいま上程されております議第64号議案につきまして、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果のご報告をいたします。

本案につきましては、下水道事業の健全な経営を推進するため、令和2年4月1日から葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、葛城市行政組織条例のほか関係する11条例を一括し改正する整備条例を制定するもので、昨年12月定例会におきまして上程され、本委員会で審査を行いました。

12月定例会中の委員会審査では、行政からの丁寧な説明が更に必要であり、議員においても十分な理解が必要であるため、閉会中の継続審査とすべきであるという意見もあり、協議の結果、継続審査となっております。

その後、理事者側より下水道事業の地方公営企業法の適用についてなど追加の資料の提出があり、本年1月30日に開催いたしました協議会におきまして詳細に説明をいただきました。それに伴いまして、閉会中ではありますが、急遽1月31日に委員会を開催し、議案の審査を行っております。

委員会では、本議案が継続審査になった経緯について、理事者側からの説明が不足した点についてもっと早い時期に説明するべきであるが、来年度の予算編成にも影響あるので今回の説明で了承するという意見や、下水道事業の地方公営企業法の適用について、全部適用と一部適用の相違点やメリット、デメリットについてなどさまざまな議論が行われました。

質疑終結後、賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するも

のと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

**下村議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

6番、谷原議員。

**谷原議員** 日本共産党の谷原でございます。私は議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてに反対の立場から討論いたします。

さて、今回の下水道事業を地方公営企業とする条例改正は、総務省の強い指導によるものであります。総務省が平成31年1月に都道府県知事に宛てて出した通知文を見ますと、その目的とするところを読み取ることができます。1つは、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定ができるようにするために企業会計を取り入れるということが1つであります。つまり、下水道料金のあり方を、原価計算に基づいて料金水準が設定できるようにするというのが目的の1つとなっております。もう一つは、広域化などの経営統合による経営基盤の強化を推進する観点から、地方公営企業法の規定の全部を適用することが望ましいとしていることであります。すなわち、下水道事業の広域化を推進することを可能にするための会計上の整備という一面がございます。この2つの目的にかかわって、反対理由を述べます。

まず最初に、下水道料金のあり方にかかわる改定についてであります。葛城市の下水道事業、平成31年度当初予算について、厚生文教常任委員会において当局の方から、これを企業会計にした場合の資料をいただきました。そうすると、確かに原価計算などはっきりわかるような会計になります。それで、平成31年度葛城市の下水道事業の当初予算を見ますと、支出は約22億円であります。一方、収入は約18億円を見込んでおり、この時点で既に4億円赤字ということで留保資金から取り崩すという説明がなされておりました。

では、具体的に収入の中で下水道使用料の収入は幾らかと申しますと、葛城市では約4億円あります。あとの12億円の収入は企業債、つまり借金と一般会計や国からの補助金、繰入金であります。とても料金収入で下水道事業を運営することができない事業なのであります。事業収入だけで支出を全て賄おうとすれば、現在の下水道料金を2倍、3倍に上げても経営できないような事業となっているわけでありまして、下水道事業は水道事業と異なって大変収益性が低い事業でありますから、地方公営企業として経営するというのは、もうこれは当初から困難が予想されるのは明らかであります。地方公営企業法では、地方公営企業として経営すべき事業とそうでない事業を法律の条文で明確に定めております。地方公営企業法

の規定を全部適用しなければならない事業は、水道事業、バスや鉄道事業であります。葛城市水道事業はご存じのとおり水道料金で運営されており、大変経営状態もよくて黒字経営であり、また水道料金も大変安いことで本当に市民は恩恵を受けているわけですが、こういう収益性の高い事業では公営企業として経営できるわけであり、

次に、一部適用の公営事業というの也有ります。それで法律に定めているのは病院事業であります。病院事業は確かに収益性よりも公益性の方が重視されるので、全部適用というよりは一部適用というふうな扱いになっていると考えられます。では、下水道事業は、これまでの地方公営企業法、現在もそうですから、改正もされておられませんので、現在の地方公営企業法でもそうなのでありますけれども、下水道事業については任意適用となっております。つまり、地方公営企業とする義務が法律上ないわけであり、したがって、これまでの葛城市におきましても下水道事業は公営企業としてではなく公共事業として、市の事業として進めてまいったわけであり、

しかし、今回の条例改正は、葛城市下水道事業を地方公営企業法の規定を全部適用するという条例改正の内容となっております。総務省は財政措置を伴った強い指導、誘導ですね、これによって人口3万人以上の地方都市の下水道事業は全て地方公営企業に移行させるということをおの間行ってまいりました。私は、本来は、そうであるならば国会でちゃんと地方公営企業法の改正によってこうしたことを行うべきではないかと考えます。その審議の過程の中で、なぜ全部適用があるのか、一部適用があるのか、下水道事業はこれまで任意事業であったのかということが国民にもわかりやすくなったと思います。しかし、いわゆる財政措置を伴った行政指導によって誘導することによって、この葛城市の市議会においてもこうした一部適用、全部適用の内容について十分理解が深まったとは私は思えません。水道事業と異なり、下水道事業は国からの補助金なしに経営できないことから、今後適正な料金水準の設定という名目で、国の縛りによって補助金等操作によって、葛城市の下水道料金が引き上げられることが懸念されます。そうなれば、葛城市独自で下水道料金を決めてきたことができなくなり、言ってみれば国のそうした行政指導の中で引き上げざるを得ないという事態が予想されます。そのことは葛城市民として決して有利なことではないと私は考えます。

以上の理由から、私は本条例に反対するものであります。

次に、2つ目の目的である下水道事業の広域化ということについて、反対の理由を述べてまいります。

葛城市は、全国住みやすさランキングで、近畿圏で3位、奈良県では断トツの1位であるということは、市内の方々にも市外の方々にも知られるところとなっております。その住みやすさを評価された理由の1つが公共料金の安さであります。このことは、葛城市の人口増加という形でも評価されております。若い世帯がどこに住居を定めるか、その情報を得るために今はインターネットが利用されておりますけれども、ある不動産関係のホームページでは、奈良県下の12市の公共料金の比較ができるサイトをつくっております。葛城市の下水道料金をそれで見ますと、水道料金と同様、奈良県下12市で最も安くなっております。下水道普及率は98.6%で、これも12市の中で最も高い普及率となっております。こうした公共

料金の安さとか、公共インフラが整っている、そのことで近隣市から若い世帯が葛城市に転入してきていると私は考えます。水道事業とともに下水道事業において葛城市は旧町の時代から行政、議会、市民などの先人たちが本当に住みやすいまちをつくってこられたと敬意を表するものであります。

しかしながら、今、その葛城市のすばらしさが、広域化という名の制度改正で危うくなっているのではないのでしょうか。2年前、国民健康保険制度において奈良県単位化という名のもとに、各市町村事業から県全体で国保を一体化する制度改正が行われました。その結果、奈良県12市で最も低かった葛城市の国保税が大きく引き上げられていることになっております。医療費給付水準が低い葛城市の国保加入者にとって、統一した税額水準に合わせられることは、これは本当に不公平なことであります。また、水道事業につきましても、圏域水道一体化計画が具体化されてきております。葛城市がこの広域化に参画することになれば、県下で最も安い葛城市の水道料金が確実に値上げされることとなります。葛城市は国保、水道、下水道など公共料金を低く抑えながらも健全な財政運営を進めてまいりました。住民福祉の向上という地方自治の目的実現のために先人たちが築き上げた行政の恩恵を市民は享受してきたわけであります。それが、国や県の方針によって、ほかの市町村と1つになる広域化やその制度の改正によって葛城市のよさが奪われようとしているのではないのでしょうか。もちろん、市町村自治体が住民サービスを維持するために、周辺自治体とインフラを共有する、広域化を行う、このことを否定するものではありません。地域の必要から出てくる広域化というものもあります。しかし、今行われている広域化は国や県による広域化計画であり、地方自治体の努力が評価されない広域化なのではないのでしょうか。葛城市民の生活にとって決して有利にならない広域化ではないのでしょうか。葛城市の住みよさを失うことになる広域化に反対する立場からも、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例については反対いたします。

以上で反対討論といたします。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

奥本議員。

**奥本議員** 4番、奥本でございます。私は議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することにつきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

そもそもこの条例は、人口3万人以上の自治体下水道事業について、令和2年度までに公営企業会計に移行することを総務省から要請されたことに基づくものです。この法適用については、財務、組織、職員の身分の観点からの全部適用について説明をしていただきました。また、下水道の料金については引き続き一般会計からの繰入金で充てられるとのことで、たちまち値上がりするわけではありません。以上を踏まえると、現時点において公営企業法を適用しないということにメリットを感じません。

下水道事業は住民生活に欠かせないライフラインであり、将来にわたって維持していかなければならない社会資本です。安定的、継続的に事業を実施していくためには、経営状況を

的確に把握し、安定した事業運営を行うことが必要です。このようなことから、下水道事業に地方公営企業法を適用し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に更に的確に取り組むことが必要であると判断いたします。地方公営企業法適用後も引き続き安心、安全で快適な下水道サービスを安定的に提供する運営に努めていただきますことをお願いいたします。私の賛成討論とさせていただきます。

**下村議長** ほかにございませんか、反対討論。

(「なし」の声あり)

**下村議長** ないようですね。

それでは、これより議第64号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**下村議長** ボタンの押し忘れはないですね。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言御礼を申し上げます。議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、来月には3月定例会も控えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和2年第1回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、可決をいただきましたことに衷心より厚く御礼を申し上げます。議員皆様におかれましては今後とも市政へのご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

**下村議長** 以上で令和2年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後2時26分



会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

下村 正樹

署 名 議 員

藤井本 浩

署 名 議 員

吉村 優子